

「特定商取引に関する法律」が改正されました！

様々な手口でせまってくる悪質商法に対応するため、「特定商取引に関する法律」が改正され、11月11日（木）から、事業者に対する規制強化と消費者を救済するための民事ルールが拡充されます。

●「特定商取引に関する法律」とは...

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい訪問販売や電話勧誘販売などを対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公平な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です。

〈消費者救済のための民事ルール〉

・事業者が商品の性能など重要な事項について言わなかったり、うそを言ったことにより、消費者が誤って契約をした場合は契約を取り消すことができます。
 ・事業者がうそを言ったり、脅したりして、クーリング・オフを妨害した場合は、消費者はいつでもクーリング・オフができます。

〈事業者への規制強化〉

・商品の販売などの勧誘をするときは、勧誘が目的であることをまず明示することを義務づけます。

・販売目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することを、罰則をもって禁止します。
 ・商品の性能等に関する重要な事実をわざと消費者に言わない行為を、罰則をもって禁止します。

●「クーリング・オフ」とは...

契約後一定の期間、冷静に再考して解約できる機会を消費者に与える制度です（訪問販売や電話勧誘販売などは8日間）。

○「契約を取り消したい」「クーリング・オフの方法を知りたい」という場合には、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。
 相談窓口
 県消費生活センター
 ☎025-285-4196
 佐渡市立消費生活センター
 ☎57-8143

第10回 猿八・山の市

（猿八産品などの展示即売）

日時 11月14日（日）午前9時～午後2時
 会場 猿八集会所（旧分校）・鳥越文庫前
 内容 農産物、農産・山菜加工品、工芸品などの展示即売

●マイクロボスの送迎有り

畑野支所発 午前8時30分・10時・11時
 猿八集会所発 午前10時30分・午後1時30分

◆問い合わせ先 猿八公民館

☎66-4124 小林

消費生活センターからのお知らせ

平成16年度上半期（4月～9月）相談受付状況

平成16年度 4月～9月 相談受付状況

項目	年度累計	
総相談件数（うち苦情件数）	610件(508件)	
販売購入形態別	店舗購入	39
	訪問販売	49
	通信販売	329
	マルチ、マルチまがい	5
	電話勧誘販売	104
	ネガティブオプション	15
	その他・無店舗	8
	不明・無関係	61
	危害・危険	害情報
険情報		0

佐渡市立消費生活センター ☎57-8143

相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。

秋の火災予防運動が始まります（11月9日～15日）

（両津地区）

- 夜8時にサイレンが鳴ります。火災と間違わないように！
- 小学生の火災予防標語作品の展示会
 会場 佐渡島開発総合センター
 ☎ 両津消防署 ☎27-3555

（相川地区）

- 消防団積載車による分団内巡回
 19:00～
- 防火訪問（一般家庭・独居老人宅）
- 防火パレード（11/9（火）8:30～）
 岩谷口～二見 主要道路
 ☎ 相川消防署 ☎74-3124

（南佐渡地区）

- 南佐渡防火駅伝大会（11/9（火）10:00～）
 赤泊港北埠頭～南佐渡消防署
 ☎ 南佐渡消防署 ☎88-3119